

家庭裁判所の

あらまし



家庭裁判所

目 次

家庭裁判所とは	1	○ 訴えの提起から審理まで	6
家庭裁判所の機構と組織	2	○ 家庭裁判所における主な審理	7
家庭裁判所の取り扱う事件と手続	3	○ 訴訟の結果（判決・和解）	7
家事事件	3	少年事件	8
○ 家事事件とは	3	○ 少年事件とは	8
○ 家事手続案内	3	○ 事件の受理	8
○ 申立て	3	○ 調査の手続	8
○ 審判・調停の手続	4	○ 審判の手続	9
○ 審判・調停の結果	5	○ 処分決定	9
ハーグ条約実施法に基づく		○ 被害を受けた方のための制度	10
子の返還に関する事件	5		
人事訴訟事件	6		
○ 人事訴訟事件とは	6		
○ 人事訴訟と家事調停	6		

表紙 京都家庭裁判所
裏表紙 高松家庭裁判所のモニュメント

家庭裁判所とは

家庭裁判所は、離婚や相続などに関する家庭内の紛争及び非行のある少年の事件を専門的に取り扱う裁判所として昭和24年（1949年）1月1日に誕生しました。家庭裁判所の創設は、戦後の司法改革の中で最も特色あるものと言われています。

家庭内の紛争を通常の訴訟の手続により審理すると、公開の法廷で夫婦、親子等の親族が争うことになり、相互の感情的な対立が十分に解消されないまま終わるおそれがあります。したがって、家庭内の紛争については、まず最初に、訴訟の手続ではなく、それにふさわしい調停や審判といった非公開の手続で、法律を踏まえつつ、紛争の実相に則した解決を図る必要があります。

また、非行のある少年に対し、成人と同様に公開の法廷での訴訟手続によって刑罰を科すことは、少年にとって必ずしも好ましい結果をもたらすとは限りません。未熟で、教育によって改善される可能性の高い少年に対しては、それにふさわしい非公開の手続で、再び非行に及ぶことのないよう教育的な働き掛けを行った上で処分を決めることの方が適当なことが多いと考えられます。

このように、家庭裁判所は、紛争や非行の背後にある原因を探り、どのようにすれば、家庭や親族の間で起きたいろいろな問題が根本的に解決され、非行に及んだ少年が再び非行に及ぶことがないようにしていけるのかということを第一に考え、それぞれの事案に応じた適切妥当な措置を講じ、将来を展望した解決を図るという理念に基づいて創設された裁判所です。

「家庭に光を、少年に愛を」というのが家庭裁判所創設当時の標語であり、「家庭に平和を、少年に希望を」というのがその後で作られた標語ですが、これらの言葉はこうした家庭裁判所の理念・役割を象徴しているものといえましょう。

その後も、家庭裁判所の紛争解決機能の充実が図られていきます。

平成16年4月1日に人事訴訟法が施行され、家庭裁判所は家庭に関する紛争についての訴訟も取り扱うことになり、家庭裁判所が持つ家庭に関する紛争の解決についての知識や専門性を訴訟にもいかすことができるようになりました。また、我が国の家族をめぐる社会状況や国民の法意識の変化に合わせ、平成25年1月1日に家事事件手続法が施行され、家庭裁判所で行われてきた調停や審判の手続について、当事者等の手続保障のための規定や利用者の利便性の向上のための制度を充実させることで、利用者である国民にとって、より利用しやすくなるとともに、家庭裁判所の紛争を解決する機能が、より一層充実することになりました。さらに、平成26年4月1日に国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が施行され、16歳未満の子が国境を越えて不法に日

本へ連れ去られた場合等における当該子の返還に関する紛争について、東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所が取り扱うことになりました。

令和3年12月からは、一部の家庭裁判所で調停期日でのウェブ会議の利用が開始されているところ、令和4年5月に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行後には、ウェブ会議の方法によって口頭弁論期日を実施したり、離婚や離縁についての調停や和解を成立させることができるようになります。ウェブ会議の利用を含む手続のデジタル化によって、家庭裁判所の紛争を解決する機能がさらに充実したものとなることが期待されます。

家庭裁判所の機構と組織

家庭裁判所は、各都道府県庁所在地と函館、旭川、釧路の合計50か所に置かれています。このほか全国203か所に支部が、77か所に家庭裁判所出張所が、それぞれ設けられています。

家庭裁判所の職員として裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官等がいる点は他の裁判所と同じですが、このほかに、家庭裁判所調査官（補）と医師又は看護師である裁判所技官がいます。

家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見や技法を活用して、事実の調査や調整など、家庭裁判所の科学的機能を担う専門的な仕事をしています。医師（精神科、内科）又は看護師である裁判所技官は、必要に応じて、家事事件の当事者や少年の心身の状況について診断等を行っています。

このほか事件の処理に国民の知識、経験をいかす制度として、家事調停については調停委員制度が、家事審判及び人事訴訟については参与員制度があり、いずれも極めて重要な役割を果たしています。



神戸家庭裁判所



熊本家庭裁判所高森出張所



裁判所職員総合研修所

家庭裁判所の取り扱う事件と手続

家庭裁判所は家事部と少年部に分かれています。家事部では、家庭や親族の問題に関する家事事件及び人事訴訟事件を取り扱っています。また、東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所の家事部では、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（いわゆるハーグ条約実施法）に基づく子の返還に関する事件も取り扱っています。一方、少年部では、非行少年の問題に関する少年事件を取り扱っています。

家事事件

家事事件とは

家事事件手続法その他の法律で定める家庭に関する事件を指し、家事審判事件と家事調停事件の2種類に分かれています。

家事審判事件は、更に家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての事件（以下「第一事件」といいます。）と同法別表第二に掲げる事項についての事件（以下「第二事件」といいます。）に分かれています。第一事件には、子の氏の変更の許可、相続放棄、名の変更の許可、後見開始、養子縁組の許可などがあります。これらの第一事件は、公益的性格が強いため、家庭裁判所が後見的な立場から関与するものです。また、一般に当事者が対立して争う性質の事件ではなく、当事者間の合意による解決も考えられないことから、専ら審判のみによって取り扱われています。

第二事件には、親権者の指定・変更、遺産分割、養育費の請求等の子の監護に関する処分、婚姻費用の分担などがあります。これらの第二事件は、当事者が対立して争う性質の事件であることから、第一次的には当事者間の話し合いによる自主的な解決が期待され、審判によるほか、調停によっても取り扱われています。

家事調停の対象となる事件は、家庭に関する事件で、第二事件のほか、夫婦間の離婚が代表的な例として挙げられます。離婚など訴訟の対象となるものは、原則として訴訟を提起する前に家事調停を経ることになっています（調停前置主義）。

家事手続案内

家庭裁判所では、家庭裁判所の手続を利用しやすくするため、窓口を訪れた人の抱えている問題が家庭裁判所の審判や調停の手続によって扱うのに適しているか、適している場合にはどのような申立てをすればよいのかなどについて、説明・案内を行っています。

申立て

家事審判手続及び家事調停手続は、原則として当事者又は利害関係人からの申立てによって始まります。申立てをするには、家庭裁判所に解決してほしい事柄やその他の事情など一定の事項を記載した「申立書」を家庭裁判所の受付に提出します。申立書等は、家庭裁判所の窓口で備え付けてあるほか、裁判所ウェブサイト (<https://www.courts.go.jp/>) で書式をダウンロードできます。申立書の作成など具体的な手続や方法については窓口で説明します。

申立ての際の費用として、所定の手数料（1件当たり800円又は1,200円）と、当事者・関係人に対する通知や連絡のために使用する郵便切手を納めることが必要です。また、申立てに際しては、戸籍謄本等の必要書類を添付する必要があります。